

一般社団法人 日本工作機械工業会 定款

昭和53年 7月 1日 制定
平成 2年 7月30日 変更
平成11年 5月13日 変更
平成11年 9月 6日 変更
平成24年 4月 1日 変更
2017年 5月31日 変更
2019年 5月31日 変更

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本工作機械工業会(英文名 Japan Machine Tool Builders' Association、略称「JMTBA」)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、工作機械の高度化とその生産、貿易及び利用消費の改善向上を通じて工作機械工業の総合的な発展を図るとともに関連工業の繁栄に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、全国において次の事業を行う。

- (1) 工作機械の生産、流通、貿易及び利用消費に関する調査
- (2) 工作機械に関する見本市の開催及び参加等による貿易振興のための施策の立案並びに推進
- (3) 工作機械に関する専門家の派遣・招請、情報資料の交換等国際交流の推進
- (4) 工作機械に関する生産技術の基礎的、応用的研究の推進
- (5) 工作機械に係る環境保全、安全性の確保等工作機械の品質・性能の高度化に関する研究の推進
- (6) 工作機械に関する規格・規準の作成及び普及のための施策の立案並びに推進
- (7) 工作機械工業の企業経営の高度化及び健全性の確保のための

- 施策の立案並びに推進
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

- 第5条 本会の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。
- 2 当会の事業に賛同する、次に掲げる法人、個人又は団体は、次条の定めるところにより、本会の会員になることができる。
- (1) 工作機械の製造事業(設計、修理及びサービス事業を含む。)を営む法人又は個人
 - (2) 工作機械に関連する周辺装置若しくはソフトウェアの製造事業(設計、修理及びサービス事業を含む。)を営む法人又は個人
 - (3) 持株会社(前2号のいずれかの法人に該当する者を除く。)であって、その一又は二以上の子会社が前2号のいずれかの法人に該当する者
 - (4) 前3号のいずれかに掲げる者を主たる構成員とする団体
- 3 前項第3号の持株会社及び子会社とは、それぞれ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第9条第4項第1号に規定する持株会社及び同法同条第5項に規定する子会社をいう。

(会員の資格の取得)

- 第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
- 2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体を代表して本会に対してその権利を行使する代表者1名(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

- 第7条 会員は、本会の事業活動に必要な費用に充てるため、総会において別に定める会費基準に基づいた入会金及び会費を支払わなければならない。

(任意退会)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意

にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 会員である法人又は団体が解散し又は破産したとき。
- (5) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員、相談役及び顧問

(役員の設定)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 27名以上 35名以内
 - (2) 監事 2名以上 4名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以上 5名以内を副会長、1名を専務理事、

1名以内を常務理事とする。

- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって会員代表者のなかから選任する。ただし、理事にあつては2名、監事にあつては2名を限度として、会員代表者以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 任期中に交代又は増員により理事又は監事を選任する場合も、前項と同様とする。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、本会又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の業務を総括し、執行する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して、本会の業務を執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事の権限は、理事会において別に定める職務権限規程による。
- 7 会長、専務理事及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告せねばならない。
- 8 すべての理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本会のために忠実にその職務を行わなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 1 理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- 2 本会の業務及び財産並びに会計の状況を監査すること。
- 3 総会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。
- 4 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めたとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会及び総会に報告すること。

- 5 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 6 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- 7 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- 8 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了までとする。又増員した理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。
 - 3 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての職務を行わねばならない。

(役員解任)

- 第17条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会において、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
- 2 前項において、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認めて解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

- 第19条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事の利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

第 20 条 本会は、法人法第 114 条の規定により、役員 の法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(相談役及び顧問)

- 第 21 条 本会に、相談役3名以内及び顧問3名以内を置くことができる。
- 2 相談役及び顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 相談役及び顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
 - 4 第 16 条第1項の規定は、相談役及び顧問について準用する。

第5章 総会

(構成)

- 第 22 条 総会は、すべての会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第 23 条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 常勤の理事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 会員の経費負担の額(会費及び入会金規則)
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 総会においては、第25条第3項の書面に記載した目的たる事項以外の事項は、決議することができない。ただし、法人法第49条第3項ただし

書の場合は除く。

(開催)

第 24 条 総会は、定時総会として毎年度に 1 回前事業年度終了後 75 日以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 25 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、各理事が総会を招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時及び場所を示して、開催の日の1週間前までに書面により通知しなければならない。ただし、第 29 条の規定に基づき、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができるとされた場合は、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 27 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 28 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第 29 条 本会は、総会の招集に当たって、理事会の決議に基づき、総会に出席

できない会員が、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使できるものとするができる。この場合において、当該書面によって行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に参入する。

- 2 総会に出席できない会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。
- 3 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき総会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 30 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 前項の議事録は、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 理事会

(構成)

- 第 31 条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

- 第 32 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

- 第 33 条 理事会は、3 か月に 1 回以上開催する。ただし、事情により毎事業年度

に4か月を超える間隔で2回以上とすることができる。又、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を示した書面により、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 監事から、法人法第101条の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。
- 2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 前項の議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他

(資産の管理)

第 39 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第 40 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 41 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、

定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第44条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

- 2 前項の特別会計に係る経費は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第45条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を経て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

- 2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(借入金)

第46条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得るものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、又はその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第50条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、

会長が別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

- 第 51 条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

第11章 公告の方法

(公告)

- 第 52 条 本会の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(実施細則)

- 第 53 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本工作機械工業会の会員である者は、第 6 条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 3 整備法第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人

の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 社団法人日本工作機械工業会の諸規程等は、一般社団法人日本工作機械工業会の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 5 本会の最初の代表理事は、横山元彦とする。最初の業務執行理事は、石丸雍二とする。

附則

この規程は、2017年5月31日から一部改正実施する。

この規程は、2019年5月31日から一部改正実施する。